

標準倉庫寄託約款 (令和8年4月1日施行) 改正の内容について

基本的な背景

- 倉庫業界では、多くの企業の寄託契約において、国土交通省が定めた標準約款が使用されている。標準約款は、寄託者と倉庫業者の公平性に反する契約を回避・修正するための基準ともなり、寄託契約における関係者間の紛争を防止する機能を果たしてきている。
- 標準約款は、昭和34年12月（約60年前）の制定以降、大規模な改正は行われておらず、寄託契約における取引適正化に支障をきたしているため、今般の改正を行う。

【参考】

倉庫業法第8条では、倉庫業者は倉庫寄託約款を定め、国土交通大臣に届け出なければならないとされている。ただし、国土交通大臣が定める標準倉庫寄託約款と同一の約款を定めるときは、届出をしたものとみなされる。

<倉庫業法（昭和31年6月1日法律第121号）>

第8条 倉庫業者は、倉庫寄託約款を定め、その実施前に、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

2 (略)

3 国土交通大臣が標準倉庫寄託約款（標準トランクルーム寄託約款を含む。以下同じ。）を定めて公示した場合（これを変更して公示した場合を含む。）において、倉庫業者が、標準倉庫寄託約款と同一の倉庫寄託約款を定め、又は現に定めている倉庫寄託約款を標準倉庫寄託約款と同一のものに変更したときは、その倉庫寄託約款については、第1項の規定による届出をしたものとみなす。

附帯業務等の規定 (第4条)

- 倉庫業者の業務に含まれない、受寄物の仕分けやラベル貼り等について、寄託者より対価が支払われないままに従事することを要求されることがあるため、これらを**別途料金を要する附帯業務として規定する**。
- 緊急の入出庫オーダーは、トラックの荷役・荷待ち時間の増大や作業の非効率化につながるため、別途費用を請求できることとする**。

賠償額の上限設定 (甲普通：第47条第2項、甲冷蔵：第48条第2項、乙普通：第43条第2項、乙冷蔵：第44条第2項)

- 日付逆転の出庫等の債務不履行やブランド毀損等を名目に、倉庫業者への損害賠償請求が過剰になされる場合がある。よって、第1項に規定する**受寄物の滅失又は損傷による損害以外の賠償については、当該受寄物に対する既発生料金の総額を限度とする**。

賠償した損害受寄物に関する権利取得の明記 (甲普通：第48条、甲冷蔵：第49条、乙普通：第44条、乙冷蔵：第45条)

- 民法第422条に基づき、現行の標準約款においては、**倉庫業者が受寄物に対して全額賠償した場合、倉庫業者が当該受寄物における一切の権利を取得することとなっている**。しかし、全額賠償した後であるにもかかわらず、寄託者が倉庫業者による処分方法に対して制限をかけることが多いため、当該標準約款において**任意の方法で処分できることを明確化する**。

FAX・電子データによる意思表示の明記 (第5条等)

- 寄託者等と倉庫業者との取引において、近年ではFAXや電子データによる意思表示が一般的であるため、これらが意思表示の手段として有効であることを明確にする。

システム障害等の機能支障への対応 (第9条等)

- 寄託者の要請等により、倉庫業において自動化機器及び情報システムの役割が大きくなってきているところ、これらをはじめとする**設備に支障がある場合に、倉庫業者が寄託に係る業務を一部拒否することができるようにする**。

引渡しによる寄託契約成立の明記 (第12条第2項)

- 現行の標準約款では寄託契約の成立について明確に規定を置いていなかったところ、寄託の申し込みの承諾によって契約が成立したと解釈した寄託者が、入庫前に生じたデマレッジ*を倉庫業者に負担させようとするなどのトラブルが発生していることから、**引き渡しによる契約成立を明確化させる**。
- * 国際貨物が、コンテナヤードに無料で保管できる期間（フリータイム）を超えて保管された場合に課せられる「超過保管料」。

受寄物の内容不検査の明記 (第14条)

- 現行の標準約款において、受寄物の内容検査は、寄託者の費用において、承諾を得た上で「できる」と規定をしているが、倉庫業者が入庫時に受寄物の内容の検査を行い、受寄物の品質を確認していると誤認識されることがある。そのため、**原則、倉庫業者による受寄物の内容検査は行わない旨を明確化する**。

在庫証明書の新設 (甲：第17条、乙：第15条)

- 在庫証明書は、倉庫に保管されている受寄物の数量等を証明する書類であり、寄託者が決算時の資料等として用いるため、倉庫業者に発行させている。
- 在庫証明書は一般的に利用されている書類ではあるものの、**現行の標準約款には規定がなく、倉荷証券と同等の効力を持つとの誤解**がなされる場合がある（倉荷証券は在庫の証明ではなく商品の引渡し等を目的とした有価証券であり、発行主体は国土交通大臣の許可を受けた倉庫業者等に限定される）。
- 本改正では**その位置づけを明確化し、関係者間の誤解による紛争を防ぐ**。

面積建保管の新設 (甲普通：第21条、乙普通：第17条)

- 標準冷蔵倉庫寄託約款には「容積建保管*」が規定されており、普通倉庫業界においても実態として同種の契約が存在したものの、標準倉庫寄託約款には規定されていなかったため、「面積建保管」として新設した。

* 貨物の重量・個数等ではなく、使用する倉庫領域に応じて料金を決定する契約。

混合保管要件の見直し (甲：第23条第1項、乙：第19条第1項)

- 現行の標準約款においても定められている混合保管について、倉庫業界の業務実態に即し、**各寄託者に個別的に承諾を得ずに混合保管が可能であることとする**。その際、**混合保管が可能な貨物の条件をより具体化する**。

※ 普通倉庫と冷蔵倉庫では扱う貨物の性質が異なるため、混合保管の要件（同一であるべき貨物の性質）が一部異なる

期限の利益の喪失に関する条項の新設 (甲普通：第53条第2項、甲冷蔵：第54条第2項、乙普通：第49条第2項、乙冷蔵：第50条第2項)

- 契約書に一般的に盛り込まれる、「期限の利益の喪失」条項を当該標準約款にも盛り込む。
- 寄託者の信用が大きく損なわれた際に、倉庫業者は直ちに全ての債権を回収できることとする。

附帯業務等の規定 (第4条)

新	旧
<p>(附帯業務等)</p> <p>第4条 当社は、搬出入車両内での手荷役、仕分、全数検品・開梱検品及びラベル貼りその他の通常倉庫業務（保管、庫入庫出）に附帯する業務について委託された場合、当社が別途定める料金又は実際に要した費用を請求することができる。</p> <p>2 当社は、十分な時間的余裕のない入出庫指図及び指図の取消しが発生した場合には別途費用を請求することができる。</p>	<p>(新設)</p>

〈背景〉

1. 通常倉庫業務は保管及び庫入庫出であるところ、それらに**附帯する作業**（搬出入車両内での手荷役、仕分、全数検品・開梱検品及びラベル貼り等）**について、無償で行うことを求められる**ことがある。
2. 寄託者から**当日中に入出庫を求められる**ことがある。その場合、**庫内作業時間の不足や、作業の非効率化を引き起こす**ため、トラックの荷役・荷待ち時間を増大させることにもつながる。

〈改正の趣旨〉

1. 新たに**附帯業務**を定義し、**別途料金を請求できる**ことを明確にする。
2. 緊急の入出庫オーダー抑制のため、**別途費用を請求できる**こととする。

取引の適正化・物流の効率化

賠償額の上限定 (甲普通：第47条第2項、甲冷蔵：第48条第2項、乙普通：第43条第2項、乙冷蔵：第44条第2項) ※掲載条文は甲普通

新	旧
<p>(賠償額の算定)</p> <p>第47条 受寄物の滅失又は損傷による損害に対する当会社の賠償金額は、損害発生当時の時価若しくは発生の時期又はそのいずれもが不明であるときは、発見当時の時価により損害の程度に応じて算定する。ただし、時価が受寄物の火災保険金額又は寄託価額を超える場合は、その保険金額又は寄託価額により損害の程度に応じて算定する。</p> <p>2 前項以外の損害に対する当会社の賠償金額は、当該受寄物に対する既発生料金の総額を限度とする。</p>	<p>(賠償額の算定)</p> <p>第42条 受寄物の滅失又は損傷による損害に対する当会社の賠償金額は、損害発生当時の時価、発生の時期が不明であるときは、発見当時の時価により損害の程度に応じて算定する。ただし、時価が受寄物の火災保険金額又は寄託価額をこえる場合は、その保険金額又は寄託価額により損害の程度に応じて算定する。</p> <p>(新設)</p>

〈背景〉

- 現行の標準約款には、滅失・損傷による損害を受けた受寄物の時価を賠償する旨記載しているが、近年では、受寄物そのものの損害にとどまらず、損傷した受寄物に起因する納入先工場の製造品質低下や、賞味期限が逆転した順番での出庫による販売機会損失等、**賠償請求の理由が多様化**しており、第1項が想定する範囲を超えている。また、これにより**賠償額が保管料に見合わなくなっている**。

〈改正の趣旨〉

- 第2項を新設し、**滅失・損傷以外による損害に対する賠償額は、サービス対価を上限とする**。

近年の業務実態等への適合

FAX・電子データによる意思表示の明記 (第5条等)

新	旧
<p>(書面による意思表示)</p> <p>第5条 当社は、寄託者又は証券所持人が当社に対して通知、指図その他意思表示を行うときは、当該寄託者又は証券所持人に対し、書面、ファクシミリ装置又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって当社で定めるものをいう。以下同じ。）によることを要求することができる。</p>	<p>(書面による意思表示)</p> <p>第4条 当社は、寄託者又は証券所持人が当社に対して通知、指図その他意思表示を行なうときは、書面によることを要求することができる。</p>

〈背景〉

- 寄託者等と倉庫業者との取引において、**近年ではFAXや電子データによる意思表示が一般的**であり、また業界においても、**トラブル防止のために口頭や電話ではなく当該方法による意思表示を推奨**している。
- 一方で、現行の標準約款においては意思表示方法を書面に限定する記述が多くみられ、実態から乖離している。

〈改正の趣旨〉

- **意思表示の手段としてFAXや電子データを併記することで実態に適合させる**ほか、口頭や電話の代替手段として、書面よりも伝達の早いFAX・電子データを正式に記載することで、**口頭・電話による意思表示からの移行を促進**する。

近年の業務実態等への適合

システム障害等の機能支障への対応 (第9条等)

新	旧
<p>(寄託引受けの制限) 第9条 当社は、次の場合には、寄託の引受けをしないことができる。 一、二 (略) 三 当該貨物の保管に適する設備(自動化機器及び情報システムに関わるものを含む。)がないとき。 四、五 (略) 六 (略) 七 当該貨物の保管のための施設又は装置の機能に支障があるとき。 八 その他やむを得ない事由があるとき。</p>	<p>(寄託引受けの制限) 第7条 当社は、次の場合には、寄託の引受けをしないことができる。 (1)、(2) (略) (3) 当該貨物の保管に適する設備がないとき。 (4)、(5) (略) (新設) (新設) (6)その他やむを得ない事由があるとき。</p>

〈背景〉

- 倉庫の自動化・情報化が進むにつれ、システム障害等による業務停止も考慮する必要性が生じている。
- しかし、既存の標準約款においては第7条における「設備」がハードウェアに限られると解釈されることもあり、システム障害によるサービス停止に対し多額の賠償金を請求されることがある。

〈改正の趣旨〉

- 第9条第3号において設備が「自動化機器及び情報システムに関わるものを含む」ことを明確化し、その機能に支障がある場合にも寄託引き受けを制限できる旨記載する。

近年の業務実態等への適合

受寄物の内容不検査の明記 (第14条)

新	旧
<p>(受寄物の検査)</p> <p>第14条 当社は、入庫に当たり積付け外観のみ検査し、受寄物の内容について検査を行わない。ただし、当社が受寄物の内容の検査を必要とする場合、寄託者の承諾を得て、かつ、寄託者の費用において受寄物の全部又は一部についてその内容を検査することができる。</p> <p>2 前項ただし書の場合において、寄託者の承諾を求めるとまのないときは、その限りでない。</p>	<p>(受寄物の検査)</p> <p>第12条 当社は、入庫に当り又は受寄の後に、寄託者の承諾を得て、寄託者の費用において受寄物の全部又は一部についてその内容を検査することができる。ただし、承諾を求めるとまのないときは、この限りでない。</p> <p>(新設)</p>

〈背景〉

- 現行の標準約款における受寄物の検査に関する記載は、必ずしもすべての入庫において検査することを意図したのではなく、**あくまで検査が可能であることを述べているに過ぎない**。実務の観点からも内容検査を必須とすることは非現実的である。
- しかし、**寄託者によっては倉庫業者が全ての受寄物を当然に検査し、内容を把握しているものと解釈する場合がある**。この場合、出庫された貨物に損傷があった際に、入庫時に貨物の状態を確認していなかったとして、倉庫業者が責任を問われる可能性がある。

〈改正の趣旨〉

- **原則として受寄物の内容検査を行わず、積付け外観のみを検査する旨を明確化する。**

近年の業務実態等への適合

在庫証明書の新設 (甲：第17条、乙：第15条) ※掲載条文は甲

新	旧
<p>(在庫証明書の交付)</p> <p>第17条 当社は、証券が発行されていない受寄物に対して、寄託者の請求があつたときは、寄託者の費用において、証明基準日が記載された在庫を証する書面 (以下「在庫証明書」という。)を交付することがある。</p> <p>2 在庫証明書は、譲渡し、又は担保に供することができない。</p> <p>3 前2項の在庫証明書は、証明基準日翌日以降の在庫を証しない。</p>	<p>(証券又は通帳の交付)</p> <p>第14条 当社は、証券が発行されていない受寄物に対して、寄託者の請求があつたときは、貨物保管証券 (以下「証券」という。)又は保管貨物通帳 (以下「通帳」という。)を交付することがある。</p> <p>2 前項の証券及び通帳は、譲渡したり又は担保に供することができない。</p> <p>(新設)</p>

〈背景〉

1. 現在の倉庫業界において貨物保管証券・保管貨物通帳は発行されていない。一方、現行の標準約款には記載がないものの、**基準日における受寄物の在庫を証する書面として「在庫証明書」が用いられている**。
2. 在庫証明書が**倉荷証券と同様の効力を持つものとの誤解**がなされることがある。

〈改正の趣旨〉

1. 証券又は通帳の交付に代えて、**在庫証明書の交付についての条項を新設**する。
2. 譲渡・担保ができない旨、証明基準日以降の在庫を証しないことを明記し、**在庫証明書の効力を明確化**する。

近年の業務実態等への適合

混合保管要件の見直し (甲：第23条第1項、乙：第19条第1項) ※掲載条文は甲普通

新	旧
(混合保管) 第23条 当社は、一つの倉庫又は同一の保管場所若しくは保管地における多数の倉庫において、種類、品名及び記号・規格又はこれらに相当する事項が同一の受寄物を混合保管することができる。 2、3 (略)	(混合保管) 第19条 当社は、 関係寄託者の承諾を得て 、一つの倉庫又は同一の保管場所若しくは保管地における多数の倉庫において、種類及び品質の同一な受寄物を混合保管することができる。 2、3 (略)

〈背景〉

- 混合保管を行う際に個別の関係寄託者の承諾を必須とすると寄託者の不利益を生む可能性があるため、慣習として混合保管は関係寄託者の承諾なしに行われている。

〈改正の趣旨〉

- 倉庫業界の業務実態に即し、各寄託者に個別的に承諾を得ずに混合保管が可能であることとする。一方で、混合保管が可能な貨物の条件をより具体化する。

近年の業務実態等への適合

期限の利益の喪失に関する条項の新設(甲普通：第53条第2項、甲冷蔵：第54条第2項、乙普通：第49条第2項、乙冷蔵：第50条第2項)※以下の条文は甲普通

新	旧
<p>(料金の支払い)</p> <p>第53条 寄託者又は証券所持人は、当会社が国土交通大臣に届け出た倉庫保管料及び倉庫荷役料その他の営業に関する料金を当会社の定めた日又は第二十四条の保管期間満了の日までに支払わなければならない。</p> <p>2 寄託者又は証券所持人が次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに期限の利益を喪失するとともに、全ての債務を直ちに当会社へ支払わなければならない。</p> <p>一 第三者から差押え、仮差押え、仮処分、強制執行又は競売等の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けたとき。</p> <p>二 私的整理、会社更生、民事再生、破産、特別清算その他法的整理手続開始の申立てを受け、又は自らこれらの申立てをしたとき。</p> <p>三 自ら振出し又は引き受けた手形若しくは小切手の不渡りが発生したとき。</p> <p>四 支払停止又は支払不能の状況に至る等、財産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められるとき。</p> <p>五 事業の全部又は重要な事業の一部を廃止したとき。</p> <p>六 合併によらないで解散したとき。</p> <p>七 本約款の規定に著しく違反したとき（本約款の規定に違反し、当会社からの催告がなされても相当期間内に違反が解消されないときを含む。）。</p> <p>八 寄託物を全量出庫しようとするとき。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(料金の支払)</p> <p>第48条 寄託者又は証券所持人が次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに期限の利益を喪失するとともに、全ての債務を直ちに当会社へ支払わなければならない。</p> <p>2 (略)</p>

〈改正の趣旨〉

- 寄託者の信用が大きく損なわれた際等に、倉庫業者が全ての債権を直ちに回収可能とする。

倉庫業者における 手続事項について

事業者における手続事項(一覧)

- 約款の変更に係る手続事項を以下の表にまとめています。現在ご使用の約款と、4月1日以降に採用する約款の組み合わせから、ご対応いただく事項をご確認ください。
- 各種届出の様式は、国土交通省のホームページに掲載しています。

<https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/butsuryu05100.html>

現在の約款 → 4/1以降の約款

届出事項

現行の標準約款を採用している	新標準約款に変更する*1	<ul style="list-style-type: none"> 3/31までに、約款を事業所に掲示しウェブサイトに掲載*2 3/31までに、営業時間及び休業日を事業所またはウェブサイトに掲示*2 附帯業務等料金を定めた場合は、その日から30日以内に届出（保管料金と同様の手続き） →P15 4/1から30日以内に証券様式変更の届出（発券倉庫のみ） →P16,17
	引き続き旧標準約款（4/1以降は独自約款扱い）を使用する	<ul style="list-style-type: none"> 3/31までに届出 →P18
独自約款を採用している	新標準約款に変更する*1	<ul style="list-style-type: none"> 3/31までに、約款を事業所に掲示しウェブサイトに掲載*2 3/31までに、営業時間及び休業日を事業所またはウェブサイトに掲示 附帯業務等料金を定めた場合は、その日から30日以内に届出（保管料金と同様の手続き） →P15 4/1から30日以内に証券様式変更の届出（発券倉庫のみ） →P16,17
	引き続き独自約款を使用	<ul style="list-style-type: none"> 手続きなし
	独自約款を改訂する*1 （実施予定日は任意）	<ul style="list-style-type: none"> 改訂した約款の実施予定日前日までに約款を事業所に掲示しウェブサイトに掲載*2 改訂した約款の実施予定日30日前までに届出 ※ 通常の約款変更手続きと同様 ※ 改訂内容によっては証券様式変更の届出が必要になる可能性（発券倉庫のみ） →P16,17

***1 新約款（新標準約款、独自約款を問わず）は、約款変更後に締結される寄託契約から適用されます。**従って、既存の契約に新約款を適用するためには、当該契約相手となる寄託者の同意を得る必要があります。

*2 倉庫業に常時使用する従業員が20人以下の場合や倉庫業者が自ら管理するWebサイトを保有していない場合、ウェブ掲載は不要です。14新約款の実施予定日までは、新旧両方の内容を掲示・掲載いただく必要があります。

事業者における手続事項(附帯業務等料金の届出)

新標準約款では、
 保管及び庫入庫出に**附帯する作業**（搬出入
 車両内での手荷役、仕分、全数検品・開梱
 検品及びラベル貼り等）について**別途定め
 る料金又は実際に要した費用を請求できる
 旨及び緊急の入出庫指図が発生した場合には
 別途費用を請求することができる旨**定め
 ておりますが、

**別途料金を定めた場合には、倉庫業法施行
 規則第24条第1項に基づき、当該料金を
 定めた日から30日以内に料金設定届出書
 を提出いただく必要があります。**

記載例

料金設定（変更）届出書

令和 年 月 日

〇〇運輸局長 殿

実施後
30日以内に届出

住所 東京都千代田区霞ヶ関 1-2-3
 名称 〇〇倉庫株式会社
 代表取締役社長 〇〇 △△

設定・変更どちらかを
抹消する。

下記のとおり料金を設定(変更)したので、倉庫業法施行規則第24条第1項の規定により、
届出書を提出いたします。

記

1 設定(変更)した料金の種別、額及び適用方法
 別添「普通倉庫保管料」「普通倉庫荷役料」のとおり

2 施行日
 令和 年 月 日

変更部分に傍線を付
すなど、変更部分が分
かるようにする。

全体について変更の場合、
「全部変更」と記載。料金
表には「適用地域」につい
ても記載。

<様式の変更>

倉荷証券の裏面には倉庫寄託約款の免責事項をもとにした証券約条が記載されているところ、**倉庫業者は倉庫寄託約款と実質的に異なる証券約条を定めることができないこととされています。**

新標準約款では免責事項が改正されていることから、**新標準約款を使用する発券倉庫業者においては、証券約条を変更する必要があります。**

※別途改正する**標準証券約条**をもとに変更してください。

※独自約款を改定する場合であっても、証券約定に係る内容を変更した場合には、当該変更を証券約条に反映いただく必要があります。

※印刷等の都合により、新約条を記載した様式の準備が約款変更に間に合わない場合には、約条の下に「上記の規定が2026年4月1日改正の当社倉庫寄託約款の規定と抵触する場合は、当該倉庫寄託約款の規定が優先して適用されるものとします。」等追記いただいた暫定様式をご使用いただくことができます。

なお、倉庫業者が**約款を変更した後においても引き続き旧約款が適用されている寄託契約**（P14の*1参照）においては、**引き続き旧様式で倉荷証券を発行することとなります。**

<様式の届出>

倉庫業法施行規則第24条第3項に基づき、証券約
条を変更後、**30日以内に倉荷証券様式変更届出書を
提出いただく必要があります。**

※P16に記載の**暫定様式**をご使用になる場合は、**別
途届出いただく必要があります。**

P16に記載のとおり、**旧約款が適用される寄託契
約が残っている倉庫業者**においては、当分の間旧様
式による倉荷証券の発行も想定されます。当該事業
者におかれましては、**届出書に以下のとおりご記載
ください。**

- 当社においては倉庫寄託約款を○月○日付で変更
しましたが、一部寄託契約については引き続き旧
倉庫寄託約款が適用されています。旧倉庫寄託約
款に基づき倉荷証券を発行する場合には、引き続
き旧様式を使用します。

記 載 例	
倉 荷 証 券 様 式 変 更 届 出 書	
令和 年 月 日	
〇〇運輸局長 殿	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;"> 変更後 30日以内に届出 </div>
	住所 東京都千代田区霞ヶ関 1-2-3 名称 〇〇倉庫株式会社 代表取締役社長 〇〇 △△
令和 年 月 日付で倉荷証券様式の変更があったことから、倉庫業法施行規 則第24条第3項の規定により、関係書類を添えて届出書を提出します。	
	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;"> 変更前と変更後の倉荷証券の様式を 添付する。(なるべく実物大) </div>
当社においては倉庫寄託約款を○月○日付で変更しましたが、一部寄託契約については引 き続き旧倉庫寄託約款が適用されています。旧倉庫寄託約款に基づき倉荷証券を発行する 場合には、引き続き旧様式を使用します。	
	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;"> 旧約款が引き続き適用される寄託契 約がある場合には追記。 </div>

事業者における手続事項(引き続き旧標準約款を使用する場合の届出)

倉庫業法第8条第1項及び倉庫業法施行規則第5条第1項に基づき、倉庫業者が標準倉庫寄託約款と異なる約款を採用する場合には、倉庫寄託約款の届出をする必要があります。

新標準約款が4月1日に施行されたのち、現行の標準約款は独自約款として扱われますので、**4月1日以降も当該約款を引き続きご使用になる場合には、倉庫寄託約款の届出を行っていただく必要があります。**

本来は、倉庫寄託約款の実施予定期日の30日前までに届け出る必要があるところ、**旧標準約款の継続使用に係る届出に限って、実施予定日の前日(3月31日)までに届出を行っていただくことといたします。**

なお、様式の記載方法は以下のとおりといたします。

- 届出の種類は「設定」
- 実施予定期日は「令和8年4月1日」
- 約款の添付は不要で、「標準倉庫寄託約款(令和8年4月1日以前のもの)」又は「標準冷蔵倉庫寄託約款(令和8年4月1日以前のもの)」と明記
- 変更理由は「標準倉庫寄託約款が改正されたものの、当社においては既存の標準約款と同様の約款を引き続き使用するため」

記 載 例

倉庫寄託約款設定(変更)届出書

平成8年 3月 17日

〇〇運輸局長 殿

実施日前日までに届出

住所 東京都千代田区霞ヶ関 1-2-3
 名称 〇〇倉庫株式会社
 代表取締役社長 〇〇 △△

「変更」を抹消

下記のとおり倉庫寄託約款を設定(変更)したいから、倉庫業法施行規則第5条第1項の規定により、倉庫業法第8条第1項の届出をします。

記

「別紙のとおり」を抹消
約款の添付は不要

- 設定(変更)をしようとする倉庫寄託約款 ~~別紙のとおり~~
 標準倉庫寄託約款(令和8年4月1日以前のもの)
- 実施予定期日 旧標準約款である旨明記
 令和8年4月1日
- 変更を必要とする理由
 標準倉庫寄託約款が改正されたものの、当社においては既存の標準約款と同様の約款を引き続き使用するため。

届出先・方法について①

届出方法：

メール、郵送、窓口持参のいずれかでご提出ください。

届出先：

【料金設定届出書、倉庫寄託約款設定届出書】

国土交通大臣が登録の権限を有する倉庫業者（有効面積の合計が100,000 m²以上）

- 当該届出に係る料金の適用される倉庫の所在地を管轄する**地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出**。
ただし、当該倉庫の所在地が2以上の地方運輸局の管轄区域にわたるときは、所轄地方運輸局を経由して国土交通大臣に提出（倉庫業法施行規則第1条の2第3項）。
- 届出をしようとする料金の適用される倉庫の所在地を管轄する運輸支局等（当該倉庫の所在地が2以上の運輸支局等の管轄区域にわたるときは、所轄運輸支局等）がある場合は、当該**運輸支局等を経由して提出することができる**（則第1条の2第4項4号）。

地方運輸局長が登録の権限を有する倉庫業者（有効面積の合計が100,000 m²未満）

- 届出をしようとする料金の適用される倉庫の所在地を管轄する**地方運輸局長に提出**。
ただし、当該倉庫の所在地が2以上の地方運輸局の管轄区域にわたるときは、所轄地方運輸局長に提出（則第1条第3項第8号）。
- 届出をしようとする料金の適用される倉庫の所在地を管轄する運輸支局等（当該倉庫の所在地が2以上の運輸支局等の管轄区域にわたるときは、所轄運輸支局等）がある場合は、当該**運輸支局等を経由して提出することができる**（則第1条の3第1項第7号）。

【倉荷証券様式変更届出書】

- **所轄運輸局長に提出**（則第1条第3項第1号）
所轄運輸支局等が存在する場合は、当該**運輸支局等を経由して提出することができる**（則第1条の3第1項第1号）。

届出先・方法について②

提出運輸局	メールでご提出の場合	郵送でご提出の場合
北海道運輸局 交通政策部 環境・物流課	hkt-kanbutsu-sa1tsu @gxb.mlit.go.jp	〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西10丁目 札幌第2合同庁舎
東北運輸局 交通政策部 環境・物流課	tht-kou-kanbutsu @ki.mlit.go.jp	〒983-8537 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第4合同庁舎
関東運輸局 交通政策部 環境・物流課	ktt-kanbutsu @ki.mlit.go.jp	〒231-8433 神奈川県横浜市中区北仲通5-57横浜第二合同庁舎
北陸信越運輸局 交通政策部 環境・物流課	hrt-kankyoubutoryuu @mlit.go.jp	〒950-8537 新潟県新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館
中部運輸局 交通政策部 環境・物流課	cbt-chubusoukoshinsei @gxb.mlit.go.jp	〒460-8528 愛知県名古屋市中区三の丸2-2-1
近畿運輸局 交通政策部 環境・物流課	kkt-kanbutsu-souko @ki.mlit.go.jp	〒540-8558 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館
神戸運輸監理部 総務企画部 物流施設対策官	kbm-butstryu @gxb.mlit.go.jp	〒650-0042 神戸市中央区波止場町1-1 神戸第二地方合同庁舎
中国運輸局 交通政策部 環境・物流課	cgt-ecologi @gxb.mlit.go.jp	〒730-8544 広島県広島市中区上八丁堀6-30
四国運輸局 交通政策部 環境・物流課	skt-butstryuu @ki.mlit.go.jp	〒760-0019 香川県高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館
九州運輸局 交通政策部 環境・物流課	qst-kanbutsu @ki.mlit.go.jp	〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館
沖縄総合事務局 運輸部 総務運航課	tokkyo-yusou.h5d @ogb.cao.go.jp	〒900-8530 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1

運輸支局提出先を含む詳細は国交省HP(<https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/butstryu05100.html>)に掲載の「倉庫業相談窓口(地域別)一覧」をご確認ください。

国土交通省 物流・自動車局 貨物流通事業課 貨物流通経営戦略室

TEL : 03-5253-8297

Mail : hqt-karyuka-kikaku@gxb.mlit.go.jp